

## 認知症施策推進関係閣僚会議の開催について

平成 30 年 12 月 25 日  
閣 議 口 頭 了 解  
令和 3 年 12 月 14 日  
一 部 改 正

- 1 認知症に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、認知症施策推進関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官  
副議長 健康・医療戦略を担当する国務大臣  
厚生労働大臣  
構成員 新しい資本主義担当大臣  
全世代型社会保障改革担当大臣  
内閣府特命担当大臣（金融）  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
共生社会政策に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣  
国家公安委員会委員長  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

- 3 会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。